

その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるよう配慮するとともに、漁獲量管理に固執せず自主的な資源管理による対応を検討すること。

従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持し、必要な支援を行うこと。

■ V-2-(2)

(3) 慎重なTAC導入と柔軟な運用

TAC対象魚種の追加等に当たっては、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、十分な理解と同意を得た上で進めること。

また、資源評価の精度や適正・柔軟なTAC運用方法が十分に確立されていない段階では、過度に厳格な数量管理を行わないこと。

なお、都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通や次期管理期間からの前借、また複数年管理や期中のTAC調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時ややむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

■ V-2-(3)

■ V-2-(1) 二段落目

■ V-2-(5)

(4) 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法については、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定するなど、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に過度な制約が生じないように、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合には、経営を維持するために必要な対策を講じること。

■ V-2-(4)

(5) 混獲削減・選択性向上に資する技術開発

定置網漁業等の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚・小型魚を極力削減する技術について、国主導で開発を進めるとともに、普及が促進されるよう適切な支援策を設けること。

■ Ⅲ-2-(2)-ア

■ V-2-(7)

(6) 漁獲量把握と報告体制の強化

TAC対象魚種について、漁協共販などの既存の管理体制を通さない取引を含め、漁獲から水揚げ・流通に至るまでの実態を把握できる報告・監視体制を整備し、遺漏のない漁獲量把握の仕組みを構築すること。

また、報告の正確性・迅速性を確保しつつ、現場の事務負担の軽減に配慮した報告方式・システムとすること。

- V-2-(6)、(V-1-(2))
- III-2-(4)

2 太平洋クロマグロの資源管理

(1) 国際会議(WCPFC等)における我が国漁獲枠の確保・拡大

ア 我が国漁獲枠の拡大

太平洋クロマグロの資源回復状況に見合った我が国漁獲枠の拡大が図られるよう、WCPFC等の国際会議において引き続き議論を主導すること。

また、最新の情報が漁獲枠に適時適切に反映されるよう、資源評価の頻度や手法について必要に応じて見直しを行うとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

イ 管理戦略評価(MSE)を踏まえた管理方式の検討と合意形成

資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定されるMSEの議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得て進めること。

- III-1-(1)-ア、イ

(2) 国内配分の公平性確保と留保枠の運用改善

国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、地域・漁業種類間で不公平が生じないように見直すこと。

また、国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。

- III-1-(2)-ア～エ

(3) 沿岸くろまぐろ漁業等の管理の適正化

大臣届出漁業である沿岸まぐろはえ縄漁業者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

■ III-1-(3)

(4) いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。

■ III-2-(2)-イ

(5) 太平洋クロマグロに係る遊漁者等の管理徹底

遊漁者及び遊漁船業者による採捕が資源管理の実効性を損なうことのないよう、現行の採捕規制及び採捕報告制度の周知徹底を図るとともに、監視活動及び取締りを一層強化すること。

併せて、将来的なライセンス制の導入も含めた遊漁管理の在り方について検討を進めること。

■ III-3-(1)~(3)

3 沿岸重要資源の適正利用

我が国周辺海域へ来遊するマサバ、カツオ、サンマ等の重要資源について、最新の資源評価に基づく適切な資源管理を徹底し、漁獲圧の適正化及び秩序ある資源利用を確保すること。

あわせて、外国漁船による漁獲実態や公海域を含む国際的な漁獲圧、海洋環境の変化が来遊量や資源動態に及ぼす影響を科学的に把握・評価し、資源評価の精度向上を図ること。

その上で、国際的な資源管理の枠組みにおいて、漁獲上限や国別枠等の実効性ある管理措置の実現に向け、我が国が主導的に協議を推進すること。

■ IV-3~5

近隣諸国との間では、政府間や民間において様々な協定の締結や協議が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、我が国の排他的経済水域（EEZ）や暫定水域等をめぐっては、依然として大きな課題が残されています。

我が国周辺水域では、外国漁船による違法操業や無秩序な操業がみられ、サンゴ網やかにかご等の投棄漁具による漁場環境の悪化や資源への影響が懸念されるとともに、漁具被害等、我が国漁船の操業に大きな支障が生じています。

また、暫定水域を含む広い海域に分布する資源については、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築を図ることが引き続き重要な課題となっています。

さらに、我が国漁業者の操業機会の確保、外国漁船や外国公船の動向把握、監視・取締体制の強化、外国漁船等の避泊に伴う地元漁業や海洋環境への影響の防止、投棄漁具や漁具被害に対する救済・対策の充実など、漁業者が安全に操業できる環境を確保することが重要となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイル発射は、海上で操業する漁業者にとって大きな不安要因となっており、安全確保と迅速かつ的確な情報提供体制の整備が引き続き必要です。

つきましては、外国漁船問題等について、次のとおり要望いたします。

1 国・地域別の操業秩序と漁業協定等の見直し

(1) 大韓民国(韓国)

ア 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

■ VI-1 一段落目

イ 我が国EEZ内への入漁抑止

※前文で排他的経済水域(以下、「EEZ」という。)と記載

韓国漁船の我が国EEZ内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。

■ VI-2-(3) 一段落目

ウ 暫定水域における操業秩序等

日韓暫定水域内においては、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。

また、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種について、TAC対象魚種拡大の議論に先立ち、漁業秩序の確立と資源管理体制の構築に向けた協議及び共同調査体制の整備を進めること。

さらに、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。

■ VI-2-(3) 二段落目以降

(2) 中華人民共和国(中国)

日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締りを可能にする体制を構築し、再発防止を徹底すること。

さらに、北緯27度以南の海域について、虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

■ VI-2-(4) サンゴ網除去に係る一文は除く

(3) ロシア連邦(ロシア)

ロシアとの4漁業協定に基づく我が国漁業について、協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

また、我が国EEZ内に入域し操業するロシア漁船について、操業実態を踏まえ、漁獲割当量の設定や漁獲物組成の透明化等により資源への影響を抑制するとともに、我が国漁船の安全な操業及び漁具被害を防止するため、必要な連絡体制を確保すること。

■ IV-3 二段落目

■ VI-2-(5)、(6) 一段落目

(4) 台湾

日台漁業取決めについて、適用水域から「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、地理的中間線から東側の我が国EEZ内においては、取決め適用水域を除き台湾漁船の操業を認めないこと。

また、先島諸島南側水域等の適用水域拡大については、今後協議の対象としないこと。

あわせて、取決め適用水域内において、我が国漁船が安全に操業できる水域の拡大、操業隻数制限等の資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険加入の義務化を含め、衝突等事故への対応の実効性確保を図ること。

■ VI-2-(1)、(2)

2 外国漁船等に対する取締・監視等の強化

(1) 領海及び EEZ 内における取締体制の強化

我が国漁船の安全操業を確保するため、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船の増隻並びに人員体制の増強等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制を一層強化すること。

■ VI-3-(1)

(2) 外国公船等の動向監視と我が国漁船への情報提供体制の強化

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止の徹底を図ること。

また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、海上保安庁の巡視船艇及び水産庁漁業取締船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。

■ VI-3-(2)

(3) 外国漁船等の避泊に伴う漁業被害防止と海洋環境保全

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風接近時など船舶の安全確保上やむを得ない場合に限り認める運用を徹底すること。

また、避泊中の錨泊位置や期間、廃棄物処理等に関するルールの遵守について、国が監視・指導を強化し、地元漁業や環境への被害を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずること。

■ VI-3-(3)

3 外国漁船による投棄漁具及び漁具被害への救済・対策

外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄等により、我が国漁船の操業に支障が生じているため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実・強化

すること。

また、漁具被害の復旧支援については、全額補助や加害船特定の有無に関わらず補助対象とするなど、制度の拡充を検討すること。

なお、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。

- VI-4
- VI-2-(4) サンゴ網除去の部分
- VI-2-(6)

4 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射については、外交ルート等を通じて国際社会と連携し、その抑止と問題の解決に努めること。

また、発射の兆候・発射情報を迅速かつ確実に把握し、沿岸自治体や漁業者への即時の情報提供、VMS 等を活用した漁船位置の把握及び緊急連絡・避難体制の整備・運用を一層強化し、漁業者の安全確保に万全を期すこと。

- VI-3-(4)

VI 海面利用をめぐる調整について

海面は、漁業だけでなく、遊漁や遊泳、ダイビング、プレジャーボート等による海洋レジャーにも広く利用されており、その利用形態は一層多様化しています。特に、遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理への悪影響が懸念されています。

このため、遊漁については、遊漁マナーや漁業制度に関する周知・啓発を進めるとともに、環境保全対策を講じ、遊漁による資源利用の実態把握や、遊漁者が資源管理に参加するための体制整備を図る必要があります。

また、プレジャーボート、水上オートバイ等については、安全運航の確保と漁業被害の防止の観点から、利用者の把握や組織化、保険加入の義務化を含む被害補償の充実、安全教育の徹底など、実効性ある対策を進める必要があります。

さらに、操縦免許や船舶検査を要しないミニボート等については、耐航性や視認性に対する認識が十分でないまま沖合への出航や夜間航行が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設を含めた安全対策の強化、利用者把握及び保険加入の促進等を図る必要があります。

加えて、海面利用の多様化が進む中、風力発電等の海上大規模開発事業については、地元漁業者に限らず、漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等に対しても、早期の情報伝達と誠実な説明を確保する必要があります。

つきましては、海面利用をめぐる調整について、次のとおり要望いたします。

1 海洋レジャーとの調整

(1) 秩序の維持と環境保全

ア 遊漁マナー・漁業制度の周知と広報の強化

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者に限らず、広く国民に理解が得られるよう、積極的な広報・啓発を行うこと。

その実施に当たっては、漁業関係団体及び全国レベルの遊漁関係団体等と連携し、イベント、小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を行うこと。

■ VII-1-(1)-ア

イ 環境保全対策の強化

遊漁者によるゴミの投棄等に対する対策として、罰則の強化やガイドラインの策定等の環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

■ VII-1-(1)-イ

(2) 資源管理の実効性確保

ア 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、クロマグロで導入されている採捕報告義務付けや届出制の運用状況を踏まえ、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象魚種についても、資源評価に活用可能な釣獲情報を確実に把握し、管理する制度を創設すること。

■ VII-1-(3)

イ 遊漁者が資源管理に参加する体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を確保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理導入ルールを図ること。

また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

■ VII-1-(4)

(3) 安全確保と被害補償

ア プレジャーボート等の運航安全の確保と漁業被害の防止

法令や規則、マナーの周知徹底並びに安全教育を実効あるものとするため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握及び組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

■ VII-2-(2)

イ プレジャーボート等の利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボート等の利用者に対し、漁業被害を含む対人・対物賠償責任を担保する保険加入を義務付ける制度を整備すること。

その制度設計に当たっては、対人被害に加え、休業損失や漁具等の物損被害についても担保できる補償内容とすること。

また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に資する取組を強化すること。

■ VII-2-(1)

ウ スピアフィッシングに関する安全確保と周知・啓発

漁船等との衝突事故防止とスピアフィッシング利用者の安全確保の観点から、標識の適切な使用を含め、各地域のルールや資源管理の趣旨等について、周知・啓発を一層強化すること。

■ VII-1-(2)

(4) ミニボート等による危険行為の防止

ア 操縦免許義務化等による安全対策の強化

海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。

併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むこと。

また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。

これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

■ VII-3-(1)

イ 安全講習の義務化と所有者把握

ミニボート等(SUPを含む)の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件とし、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。

また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

■ VII-3-(2)

ウ 保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。

また、義務化が実現されるまでの間は、当該保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。

さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートについても加入できる保険制度の整備を図ること。

■ VII-3-(3)

2 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

■ IV-6